

# 松山市公営企業局建設工事・委託業務検査実施要領

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要領は、松山市公営企業局が契約を締結した建設工事（以下「工事」という。）及び建設工事に係る委託業務（測量，地質調査，土木設計，建築設計，水道施設設計，工事監理。以下「委託業務」という。）について，地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定に基づく検査に関し必要な事項を定め，契約の適正な履行の確保と検査業務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

## 第2章 工事検査

### (用語の定義)

第2条 この章において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事担当課長 工事を監督する課等の長をいう。
- (2) 検査 法第234条の2第1項の規定により，給付の完了を確認するため，工事が契約書及び設計書，図面，仕様書等（以下「設計図書」という。）に基づき，適正に履行されたかを確認する業務をいう。
- (3) 監督 法第234条の2第1項の規定により，契約書及び設計図書における発注者の責務を適切に遂行するために，工事の施工状況等を確認し，契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (4) 検査員 松山市契約規則（平成20年規則第11号。以下「規則」という。）第62条の規定により工事の検査を行う者として指定された職員（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の15第4項に規定する検査員を含む。）をいう。
- (5) 監督員 規則第62条の規定により工事の監督を行う者として指定された職員（令第167条の15第4項に規定する監督員を含む。）をいう。

### (適用範囲)

第3条 この要領は，松山市公営企業局が工事請負契約書（松山市建設工事等に係る契約事務取扱要綱（平成20年要綱第34号。以下「要綱」という。）第27条第1項に規定する工事請負契約書をいう。）により契約する工事について適用する。

### (検査の種類)

第4条 検査の種類及び意義は，次のとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査をいう。
- (2) 指定部分完成検査 設計図書において工事の完成前に引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において，指定部分の完成を確認するための検査をいう。
- (3) 既済部分検査 工事の完成前に部分払をする場合及び契約を解除した場合の既済部分を確

認するための検査をいう。

- (4) 中間検査 工事目的物の全部又は一部を使用する場合に行う検査及び工事の施工過程において、施工の状況、材料等の適否について確認するための検査をいう。

(検査の方法)

第5条 検査員は、契約書及び設計図書と施工管理記録及び工事目的物を対比して、契約内容に適合しているかを判定するものとする。

- 2 検査員は、検査において必要と認めるときは、工事の施工部分を破壊し、又は掘削して検査することができる。
- 3 検査員は、地中又は水中等外部に表れない場所における工事で、その適否が判定しがたいものは、監督員から工事の施工状況を聞き、記録、写真、資料その他関係書類等に基づいて検査することができる。
- 4 検査員は、工事材料の検査に当たって、その品質、性能等について適当な試験機関の検定結果がある場合は、これによって検査することができる。
- 5 検査員は、完成検査にあつては、既済部分及び中間検査部分を含めて検査しなければならない。

(検査の立会人)

第6条 検査員は、検査を行うときは、監督員を立ち合わせなければならない。ただし、監督員がやむを得ない事由により検査に立ち会うことができないときは、検査員は、工事担当課長が指名する者を立ち合わせることができる。

- 2 検査員は、検査を行うときは、受注者、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者を立ち合わせなければならない。ただし、これらの者が立会いに応じない場合は、立ち合わせることなく検査を実施することができる。

(検査報告書)

第7条 検査員は、工事が完成検査に合格したと認めるときは、松山市公営企業局会計規程（平成11年企業局規程第8号）第99条第1項の完成・出来高報告書兼検査依頼書・検査報告書（様式第26号）を作成し、工事担当課長に報告しなければならない。

検査員は、次の各号に掲げる検査を行ったときは、検査結果報告書（第1号様式）によりその結果を契約管理課長に報告しなければならない。

- (1) 完成検査
- (2) 指定部分完成検査
- (3) 既済部分検査
- (4) 中間検査

(修補)

第8条 検査員は、検査の結果、工事の施工が契約書及び設計図書に適合しないと認めたときは、直ちに、受注者に対して修補指示書（第2号様式）により期間を定めて、修補の措置を講じるよう指示しなければならない。この場合において、その内容が重要であると認めたときは、契

約管理課長及び工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(再検査)

第9条 検査員は、受注者から修補完了届(第3号様式)の提出があった場合は、速やかに再検査を行わなければならない。ただし、軽微なものについては、関係資料に基づいて立ち会うことなく再検査を行うことができる。

(工事成績の評定)

第10条 検査員は、検査が完了したときは、別に定めるところにより、厳正かつ公正に工事の成績を評定しなければならない。

2 工事成績を評定することが不相当と認められる工事については、工事成績の評定を省略することができる。

(工事の査察)

第11条 検査員は、必要に応じ工事の品質確保を目的とする査察を行うことができる。

2 契約管理課長は、前項の査察の内容を工事担当課長に通知し、必要に応じ、助言をすることができる。

(検査の中止)

第12条 検査員は、検査の実施において、受注者等が検査の立会いを拒んだとき、検査員の職務の執行を妨げたとき、又は指示に従わないときは、検査を中止又は延期することができる。

(完成検査済書等の交付)

第13条 検査員は、完成検査又は指定部分完成検査の結果、合格と認めたものについては、受注者に対し、完成検査済書(第4号様式)又は指定部分完成検査済書(第5号様式)を交付するものとする。

2 検査員は、既済部分検査の結果、合格と認めたものについては、受注者に対し、既済部分検査確認書(第6号様式)を交付するものとする。ただし、契約を解除した場合の既済部分検査を除く。

(検査台帳の整備)

第14条 契約管理課長は、検査記録その他必要な事項を記載した検査台帳を整備しておくものとする。

(守秘義務の遵守)

第15条 検査員は、何人に対しても、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 契約管理課長は、検査員に対し、前項の規定による守秘義務を遵守させるための必要な措置を講じなければならない。

### 第3章 委託業務検査

(用語の定義)

第16条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託業務担当課長 委託業務を監督する課等の長をいう。

- (2) 検査 法第234条の2第1項の規定により給付の完了を確認するため、委託業務が契約書及び設計図書に基づき、適正に履行されたかを確認する業務をいう。
- (3) 監督 法第234条の2第1項の規定により、契約書及び設計図書における発注者の責務を適切に遂行するために、委託業務の進捗状況等を把握し、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (4) 検査員 規則第62条の規定により委託業務の検査を行う者として指定された職員（令第167条の15第4項に規定する検査員を含む。）をいう。
- (5) 監督員 規則第62条の規定により委託業務の監督を行う者として指定された職員（令第167条の15第4項に規定する監督員を含む。）をいう。

(適用範囲)

第17条 この要領は、松山市公営企業局が土木設計業務等委託契約書（要綱第27条第1項に規定する土木設計業務等委託契約書をいう。）及び建築設計業務委託契約書（要綱第27条第1項に規定する建築設計業務委託契約書をいう。）並びに工事監理業務委託契約書（要綱第27条第1項に規定する工事監理業務委託契約書をいう。）により契約する委託業務について適用する。

(検査の種類)

第18条 検査の種類及び意義は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 委託業務の完了を確認するための検査をいう。
- (2) 指定部分完了検査 設計図書において委託業務の完了前に引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、指定部分の完了を確認するための検査をいう。
- (3) 既履行部分検査 委託業務の完了前に部分払をする場合及び契約を解除した場合の既履行部分を確認するための検査をいう。

(検査の方法)

第19条 検査員は、契約書及び設計図書と業務管理記録及び成果物を対比して、契約内容に適合しているかを判定するものとする。

(検査の立会人)

第20条 検査員は、検査を行うときは、必要に応じて監督員を立ち合わせなければならない。ただし、監督員がやむを得ない事由により検査に立ち会うことができないときは、検査員は、委託業務担当課長が指名する者を立ち合わせることができる。

2 検査員は、検査を行うときは、管理技術者を立ち合わせなければならない。ただし、高度な技術を要しない業務等においては、管理技術者を立ち合わせることなく検査を実施することができるものとする。

(検査報告書)

第21条 検査員は、委託業務が完了検査に合格したと認めるときは、松山市公営企業局会計規程（平成11年企業局規程第8号）第99条第1項の完成・出来高報告書兼検査依頼書・検査報告書（様式第26号）を作成し、委託業務担当課長に報告しなければならない。

検査員は、次の各号に掲げる検査を行ったときは、検査結果報告書（第1号様式）によりその結果を契約管理課長に報告しなければならない。

(1) 完了検査

(2) 指定部分完了検査

(3) 既履行部分検査

(修補)

第22条 検査員は、検査の結果、成果物が契約書及び設計図書に適合しないと認めたときは、直ちに、受注者に対して修補指示書（第2号様式）により期間を定めて、修補の措置を講じるよう指示しなければならない。この場合において、その内容が重要であると認めたときは、契約管理課長及び委託業務担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(再検査)

第23条 検査員は、受注者から修補完了届（第3号様式）の提出があった場合は、速やかに再検査を行わなければならない。

(委託業務成績の評定)

第24条 検査員は、検査が完了したときは、別に定めるところにより、厳正かつ公正に委託業務の成績を評定しなければならない。

2 委託業務成績を評定することが不相当と認められる委託業務については、成績の評定を省略することができる。

(検査の中止)

第25条 検査員は、検査の実施において、管理技術者が検査の立会いを拒んだとき、検査員の職務の執行を妨げたとき、又は指示に従わないときは、検査を中止又は延期することができる。

(完了検査済書等の交付)

第26条 検査員は、完了検査又は指定部分完了検査の結果、合格と認めたものについては、受注者に対し、完了検査済書（第7号様式）又は指定部分完了検査済書（第8号様式）を交付するものとする。

2 検査員は、既履行部分検査の結果、合格と認めたものについては、受注者に対し、既履行部分検査確認書（第9号様式）を交付するものとする。ただし、契約を解除した場合の既履行部分検査を除く。

(準用)

第27条 第14条及び第15条の規定は、委託業務検査について準用する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日以降検査する工事及び委託業務から適用する。